

経営開始資金

新たに経営を開始する者に対して、資金を助成します。

対象者

対象者：

◆交付対象者（すべてを満たす者）

- 独立・自営就農した時の年齢が49歳以下であり、今後を担う農業者として強い意欲を有していること。
- 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
(見込 令和 年 月頃)
- 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
(見込 令和 年 月頃)
- 生産物や生産に必要な資材を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
(見込 令和 年 月頃)
- 青年等就農計画^{※1}の認定を受けていること。
(認定新規就農者であること。)
- 原則、前年の世帯所得が600万円込み以下であること。
(「世帯」とは、交付対象者本人を含め、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子および父母が該当する。)
- 生活保護などの生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。
- 市税等の滞納がないこと。
- 園芸施設共済の引受対象となる施設を有する場合は、園芸施設共済等の保険・保証に加入していること。(必須)
(加入見込 令和 年 月頃)
- 親元就農^{※2}の場合は新規参入者と同等のリスク(新規作物等の導入)^{※3}を負うこと。

※1 「青年等就農計画」について

就農5年目には農業で生計が成り立ち、実現可能なものを作成する。

5年目の目標農業所得を250万円程度にすること。

※2 「親元就農」の考え方

・親(三親等以内の親族)から農地を取得(貸借)する場合。

(親の離農、死亡による取得も含む)

・親(三親等以内の親族)から農業機械・施設等を取得(貸借)する場合。

・親(三親等以内の親族)と同じ作物を導入する場合。

※3 「新規参入者と同等のリスク」の考え方

新規作物(六次産業化等含む)を導入すること。なお、新規作物導入にあたり面積・生産量・収入の制限は設けないこととするが、新規作物についての作業時間や生産量・収入が明らかに少ないものに対してはリスクとして判断しない場合もあります。

※4 既に農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付を受けている者は本事業の対象外となります。

補助期間・補助額

- ◆補助期間 最長3年（農業経営開始後^{※1}から3年度目分まで）
- ◆補助額 12.5万円/月（150万円/年）^{※2}

※1「農業経営開始日」の考え方

本人の名義で以下のすべてを行っていて、その中で最も早い日。

なお、親の専従者給与を受けていた者は、受給開始日より営農していたものとみなします。

- ・農地の取得（貸借）した日。
- ・農業機械、施設等の取得（貸借）した日。
- ・農作物や資材等の出荷、取引した日。

※2「交付方法」について

12.5万円を毎月交付するか、数ヶ月分をまとめて交付するかについては現在、検討中です。

※ 夫婦型は補助額に1.5を乗じた金額となります。

補助期間中に行うこと

◆以下を満たす必要があります。

農作業時間が年に150日以上かつ1,200時間以上であること。
（1年目から）

- 帳簿を作成し収支を管理すること。
- 本人名義の通帳で収支を管理すること。
- 積極的に地域農業に関わること。

◆以下を定期的に提出していただきます。

毎年1月と7月に半年分の就農状況報告（以下添付）を提出していただきます。（補助金の交付期間が終了した後も、5年間提出していただきます。）

- ・作業日誌
- ・帳簿
- ・通帳のコピー
- ・申告書と所得証明書の写し（7月のみ）

補助停止・返還等

◆以下の場合には交付を停止します。

- 前年の世帯所得が600万円を超えた場合。
（経営開始資金150万円を含む）
- 適切な農業経営を行っていない場合。

◆以下の場合には返還していただきます。

- 虚偽の申請を行った場合。
- 交付期間と交付終了後交付期間と同期間、同規模の営農を継続しなかった場合。（就農状況報告を提出しない場合も含む。）
- 補助金の交付を受けた期間中に、適切な農業経営を行っていないと判断された場合。